

たていし内科 院内感染対策業務指針

2024.03 改訂

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。院内感染管理者である院長を中心に、職員の協力の下、感染症対策を実践する。

2. 院内感染管理体制

(1) 院内感染管理者の業務内容

- ① 職員と協力の下、診療等における感染防止に係る取り組みが実施されるよう管理を行う。
- ② 最新のエビデンスに基づき、当院の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容をも盛り込んだ手順書を作成し、必要に応じて適宜更新する。
- ③ 職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行う。
- ④ 少なくとも年2回程度、感染対策向上加算1に係り届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加する。
- ⑤ 1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う。

(2) 下記に掲げる者を診断したときは「感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律」により、7日以内に保健所長を通じて都道府県知事へ届出る

- ① 一類感染症の患者、二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者
- ② 四類感染症のうち、後天性免疫不全症候群、梅毒、マラリアその他厚労省で定める患者。
(後天性免疫不全症候群、梅毒その他厚労省で定める感染症の無症状病原体保有者を含む)

3. 職員研修

- (1) 院内感染防止対策の基本的考え方及びマニュアルについて職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、就業時の初回研修のほか、年2回全職員を対象に開催する(外部研修でも可)また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

4. 院内感染発生時の対応

- (1) 異常発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。

- (2)院長は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

5. 院内感染対策マニュアル

別紙、院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

6. 患者への情報提供と説明

(1)本指針は、患者又はその家族が閲覧できるようにする。

(2)疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。